

令和4年度（2022年度）海外医科大学卒業生受入推進事業募集要項

1 事業概要

この事業は、海外医科大学の医学課程を卒業し、茨城県内の医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対し、医師国家試験対策を支援するものです。茨城県内の医療の充実に必要な医師の確保を図るとともに、医療の向上を目的としています。

2 対象者

次の全てを満たす者

- ・海外医科大学の医学課程※を正規の卒業時期に卒業し、かつ、「6 選考方法等」(2)の面接日までに当該大学が所在する国の医師免許を得る者
- ・第117回医師国家試験を受験する予定の者（当該試験が、卒業後初めて受験可能となる医師国家試験である場合に限る）
- ・医師国家試験合格後、初期研修を含む3年間（茨城県海外対象医師修学資金貸与条例（平成29年茨城県条例第33号）の規定により、修学資金の貸与を受けている方は、修学資金の貸与を受けた期間に1年間を加えた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては3年、9年を超える場合にあっては9年）、茨城県内の医療機関において医師の業務に従事する意思がある者

※ 卒業後にEU（欧州連合）又は米国いずれかの州の医師免許が取得できる課程

3 募集人数

10名程度

4 支援内容等

(1) 支援期間

令和4年8月上旬から令和5年2月まで

(2) 支援内容

- ア 医師国家試験対策大手予備校による講義（オンライン）及び模擬試験の提供
- イ 医師国家試験対策講師による週1回以上の個別指導、補講等の実施（オンラインにより実施）
- ウ 別紙の県内医療機関（以下「受入医療機関」という。）における臨床指導等

5 応募方法等

(1) 応募期間

令和4年5月10日（火） から 令和4年6月24日（金） ※必着

(2) 提出書類

| 提出書類 | 備考 |
|------------|---------------|
| ①応募書兼面接申込書 | 本人写真を必ず貼付すること |

| | |
|---------------------------------|--|
| ②応募理由書 | |
| ③面接票 | |
| ④誓約書 | |
| ⑤海外医科大学の医学課程で履修した科目の単位の取得を証する書類 | 応募期限までに提出できない場合、速やかに連絡の上、原則、6(2)の面接日までに提出すること。 ※必着 |
| ⑥海外医科大学を卒業したことを証する書類 | |
| ⑦外国の医師免許を受けたことを証する書類(写し) | |

(3) 提出方法

「9 書類提出先及び問合せ先」あて郵送にて提出

6 選考方法等

希望受入医療機関による選考^{※(1)}後、県による面接^{※(2)}を経て、合否を決定します。

(1) 受入医療機関の決定

○ 「5 応募方法等」(2)の提出書類を県へ提出し、県からの連絡を受けた後、随時、応募書兼面接申込書に記載した希望受入医療機関にご自分で連絡をとっていただき、当該医療機関の選考を受けていただきます。

※ 県へ提出いただいた応募書兼面接申込書は、希望受入医療機関の欄を除き、当該医療機関へ提供させていただきます。

○ 医療機関による選考を経て、受入医療機関が決定しましたら、令和4年7月15日17時まで、県へ連絡願います。複数の医療機関から受け入れ可能との連絡を受けた場合は、いずれか1つの医療機関を選択の上、令和4年7月15日17時まで、選考を受けた全医療機関及び県へ連絡願います。期限までに連絡がない場合は、応募を辞退したものとみなしますので御注意ください。

(2) 県による面接

○ 選考方法：書類審査及び面接

○ 選考方法は書類審査及び面接となりますが、面接についての具体的な日程等については、別途連絡します。

(3) 合格発表

令和4年7月下旬頃

7 医師国家試験合格後の義務について

(1) 県内医療機関における従事義務

ア 本事業を活用した医師国家試験合格者は、初期研修を含む3年間を茨城県内の医療機関において、医師の業務に従事していただくことになります。

イ 茨城県海外対象医師修学資金貸与条例の規定により、修学資金の貸与を受けている方は、アにかかわらず、修学資金の貸与を受けた期間に1年間を加えた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)、茨城県内の医療機関において、医師の業務に従事していただき、修学資金の貸与に係る従事義務と当該事業

による従事義務を履行していただくことになります。

(2) 従事義務の猶予

次のいずれかに該当する場合は、(1)の従事義務の履行を猶予する場合があります。

- ① 県外で認定専門研修を受ける場合（1年を限度）
- ② 大学院医学課程に在学する場合
- ③ ①・②のほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成・確保のために必要な場合
- ④ 災害、疾病その他やむを得ない事由により、従事義務の履行が困難な場合

(3) 従事義務の免除

次のいずれかに該当する場合は、(1)の従事義務の履行を免除する場合があります。

- ① (1)の従事義務期間中に、死亡・業務起因による心身の故障により医師の業務ができなくなった場合
- ② 災害・死亡・疾病その他やむを得ない事由により、医師業務の従事等ができなくなった場合
- ③ その他特に必要があると認められる場合

8 その他

ア 当該事業に参加後、従事義務の履行完了までは、適宜、県との面談に参加いただきます。

イ 従事義務の履行期間中は、少なくとも毎年度、勤務先の医療機関の確認をさせていただきます。

ウ 従事義務の履行完了後は、従事義務履行中に勤務した各医療機関からの勤務証明書を提出していただきます。

9 書類提出先及び問合せ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3191 / FAX : 029-301-3194 / E-mail : i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp